

スリランカ民主社会主義共和国議会

スリランカ海外雇用庁（改正）法（2009年第56号）

[2009年10月1日承認]

政令に従い印刷

2009年10月2日スリランカ民主社会主義共和国公報追補第二部として発行

スリランカ政府印刷部にて印刷
政府出版局（Colombo 5）にて販売

料金：6.50 ルピー

郵送料金：5.00 ルピー

スリランカ海外雇用庁（改正）法（2009年第56号）

[2009年10月1日承認]

L.D.-O. 11/2008.

スリランカ海外雇用庁法（1985年第21号）を改正する法律

スリランカ民主社会主義共和国議会により、以下のとおり制定する。

1. 本法律は、スリランカ海外雇用庁（改正）法（2009年第56号）と呼称することができる。 略称
2. スリランカ海外雇用庁法（1985年第21号）（以後「主たる制定事項」と呼ぶ）第16条（2）項は、以下のとおり改正される。 1985年第21号法律第16条の改正
 - (a) 本項（i）号にある語「選択。」を「選択；」に置き換える。
 - (b) 本項（i）号の直後に以下の新しい項を追加する。

「（j） いずれの乗船港においても、当庁職員に、海外に労働目的で出国する人物が、本法律に基づく必要な登録を得ずに海外出国しようとしていると疑う理由がある場合、本法律に従った登録がなされているか確認する目的で、当該人物の所有するいかなる書類も検査する権利を、当庁職員に与える。
 - (k) スリランカの労働者の福利厚生のため、海外労働者に社会保障税を課す。」
3. 主たる制定事項第27条は、以下のとおり改正される。 主たる制定事項第27条の改正
 - (a) 本条を、第27条（1）項として番号をつけ直す。
 - (b) 番号をつけ直した（1）項の直後に、以下の新しい項を追加する。

「（2） 申請者が、免許申請時、すでに本法律に基づき発行された免許を保有している場合、本法律の規定に基づきいかなる免許も発行されない。」
4. 以下の条を、主たる制定事項第37条の直後に挿入し、当該法律の第37A条として施行する。 主たる制定事項への新しい条第37条Aの挿入

第37条A（1）いかなる者も、免許所有者またはその他の者により提示された、スリランカ国外での雇用の申請を求める広告または告知を印刷もしくは公表すること、または印刷もしくは公表させることは、いかなる媒体にあっても、第37条の下で当該広告または告知が当庁の許可を受けていると証明できない限り許されない。

「許可のない広告等の公表の制限

 - (2) （1）項の規定に反した者は、本法律の違反を犯しているとみなす。」

5. 主たる制定事項第 51 条は、以下のとおり改正される。
- (a) 本条 (1) 項にある語「採用された」を「辞める」に置き換える。
- (b) 本条 (2) 項にある語「採用された」を「辞める」に置き換える。
6. 以下の新しい条を、主たる制定事項第 51 条の直後に挿入し、当該法律の第 51A 条として施行する。
- 第 51A 条 (1) 免許所有者は、手数料またはスリランカ国外での労働機会を保証するためのその他の支払金を受領していない場合、当庁から当該事前認可を取得の後に、採用人員の登録費用に加え、実際に負担した費用を請求することができる。当庁が、請求された当該費用が妥当でないと判断した場合、当庁は第 37 条に基づき、承認を拒否することができる。
- (2) 海外労働者から費用の支払金を受領した免許所有者が、支払金の受領を隠匿し、費用を請求した場合、当該免許所有者は、本法律の違反を犯しているとみなす。
- (3) (1) 項の免許所有者が当庁から認定された支払金を受領した場合、免許所有者は、受領した額の領収書を発行しなければならない。
- (4) (3) 項の領収書を発行しない免許所有者は、本法律の違反を犯しているとみなす。」
7. 主たる制定事項第 52 条を、以下の新しい項を (4) 項の直後に挿入し、改正する。
- 「(5) 免許所有者が (2) 項に基づき提出した報告書に手数料として受領したとして記載した額が妥当でなく、手数料として支払われるべき額を下回っていると当庁が判断した場合、(4) 項に基づく査定のための手数料の額は、雇用の性質および代理人が受け取る利益額を考慮した、大臣の規定どおりとみなす。
- (6) 免許所有者が (3) 項に基づく租税支払いを怠った場合、または当該租税について (4) 項に基づき当庁により免許所有者に関する査定が行われた場合に、手数料の額が手数料として受領すべき額を下回る場合、免許所有者は違法行為を犯したとみなされ、判事による略式裁判で有罪判決となり、5,000 ルピー以上の罰金支払いを免れない。さらに判事は、免許所有者に対し不履行の租税額の支払いを命じる。」
8. 主たる制定事項第 54 条は、本条 (3) 項の語「すべての免許所有者は～しなければならない」を「免許所有者は～することができる」に置き換え、改正する。
9. 主たる制定事項第 60 条は、本条 (1) 項 (b) の語「すべての記録の写し」を「海外雇用に関するすべての書類またはすべての記録」に置き換え、改正する。

主たる制定事項第 51 条の改正

主たる制定事項への新しい条第 51A 条の挿入

「手数料およびその他の支払金の変更

主たる制定事項第 52 条の改正

主たる制定事項第 54 条の改正

主たる制定事項第 60 条の改正

10. 以下の新しい条を、主たる制定事項第 60A 条の直後に挿入し、当該法律の第 60B 条、60C 条、60D 条として施行する。
- 主たる制定事項への新しい条第 60B 条、60C 条、60D 条の挿入
- 第 60B 条 当庁のすべての幹部または職員は、刑事訴訟法 1979 年第 15 号の意義の範囲内および目的において、以下のようにみなされる。
- 「刑事訴訟法の目的において公務員とみなされる当庁の幹部および職員
- (a) 公務員
- (b) 治安官
- 第 60C 条 当庁のすべての幹部および職員は、刑法（第 19 章）の意義の範囲内および目的において、公務員とみなされる。
- 刑法の目的において公務員とみなされる当庁の幹部および職員
- 第 60D 条 (1) いかなる訴訟または起訴も、以下については行われない。
- 訴訟免責
- (a) 当庁が本法律に基づき誠意を持って行った、または行う意図のあった合法的行為。または
- (b) 当庁の構成員、幹部、職員または代理人が当庁の命令により本法律に基づき誠意を持って行った、または行う意図のあった合法的行為。
- (2) 当庁による、または当庁に対する法廷での訴訟または起訴において当庁が負担するべきすべての費用は、当庁の資金から支出されなければならない、当該訴訟において当庁に支出される、または賠償されるべきすべての費用は、当庁の資金の貸し方に記入されなければならない。」
11. 主たる制定事項第 62 条は、以下のとおり改正される。
- 主たる制定事項第 62 条の改正
- (a) 本条 (1) 項の「1,000 ルピー」から項の最後まですべての語を「100,000 ルピーおよび 4 年以下の禁固または懲役」に置き換え、改正する。
- (b) 本条 (2) 項の「20,000 ルピー」から項の最後まですべての語を「100,000 ルピーおよび 4 年以下の禁固または懲役」に置き換え、改正する。
12. 主たる制定事項第 63 条は、「1,000 ルピー」から条の最後まですべての語を「25,000 ルピーおよび 2 年以下の禁固または懲役」に置き換え、改正する。
- 主たる制定事項第 63 条の改正
13. 主たる制定事項第 64 条は、「1,000 ルピー」から「2 年」までのすべての語を「50,000 ルピー以上 100,000 ルピー以下および 2 年以下の禁固または懲役」に置き換え、改正する。
- 主たる制定事項第 64 条の改正
14. 主たる制定事項第 65 条は、「1,000 ルピー以上 1,500 ルピー以下」の語を「5,000 ルピー」に置き換え、改正する。
- 主たる制定事項第 65 条の改正

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 15. 主たる制定事項第 66 条は、「1,000 ルピー以上 1,500 ルピー以下」の語を「5,000 ルピー」に置き換え、改正する。 | 主たる制定事項第 66 条の改正 |
| 16. 主たる制定事項第 67 条は、「1,000 ルピー」から本条の最後まですべての語を「25,000 ルピー以上 50,000 ルピー以下および 2 年以下の禁固または懲役」に置き換え、改正する。 | 主たる制定事項第 67 条の改正 |
| 17. 主たる制定事項第 67A 条は、本条 (2) 項にある語「1,000 ルピー」を「25,000 ルピー」に置き換え、改正する。 | 主たる制定事項第 67A 条の改正 |
| 18. 以下の新しい条を、主たる制定事項第 67A 条の直後に挿入し、当該法律の第 67B 条として施行する。 | 主たる制定事項への新しい条第 67B 条の挿入 |
| <p style="margin-left: 40px;">第 67B 条 免許所有者またはその従業員の本法律違反の幫助または教唆をした者は、違法行為を犯したとみなされ、判事による略式裁判で有罪判決となり、25,000 ルピー以下の罰金、または 2 年以下の禁固もしくは懲役を免れない。」</p> | 「違反の幫助および教唆 |
| 19. 以下の新しい条を、主たる制定事項第 69 条の直後に挿入し、当該法律の第 69A 条および第 69B 条として施行する。 | 主たる制定事項への新しい条第 69A 条および第 69B 条の挿入 |
| <p style="margin-left: 40px;">第 69A 条 第 37A 条、第 62 条、第 63 条または第 64 条に違反した者、または違反を犯したと疑うに足りる合理的な理由がある者を、警察官、または当庁に代わって権限を与えられた当庁職員は、逮捕状なしに、地上水上を問わずどこにおいても逮捕することができ、逮捕された者はすべて、速やかに以下の処分を受ける。</p> <p style="margin-left: 80px;">(i) 判事による法的処分を受ける。または</p> <p style="margin-left: 80px;">(ii) 上記が不可能な場合、最寄りの警察署の担当官に引き渡され、法的処分を受ける。</p> | 「逮捕の権限 |
| <p style="margin-left: 40px;">第 69B 条 (1) 本法律の規定に反し、有罪判決を受け罰金を課せられた者は、課せられ支払うべき罰金の 75 パーセントを、本法律第 45 条により設立された当庁の労働者福祉基金に振り込まなければならない。</p> <p style="margin-left: 80px;">(2) 本法律の規定違反に関する略式裁判を審理する判事は、判決に加え、課せられ支払うべき罰金の 75 パーセントを、当庁の労働者福祉基金に振り込ませる命令を出す。」</p> | 当庁の労働者福祉基金に振り込むべき罰金の割合 |
| 20. 本法律においてシンハラ語とタミル語の文章に不一致がある場合には、シンハラ語の文章が優先する。 | 不一致の場合のシンハラ語の文章の優先 |

英語版議会法案・決議集の年間購読料 885 ルピー（国内）1,180 ルピー（国外）は、政府情報部政府出版局長（No.163, Kirulapona Mawatha, Polhengoda, Colombo 05）宛てに、次年度分を毎年 12 月 15 日迄に支払う。